

基発 0928 第 3 号  
平成 22 年 9 月 28 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

「労災保険審査請求事務取扱手引」の一部改正について

労働者災害補償保険に関する審査請求事務については、「労災保険審査請求事務取扱手引」(平成17年4月1日付け基発第0401011号。以下「手引」という。)により取り扱っているところであるが、今般、手引の一部を別紙のとおり改正し、平成22年10月1日から施行することとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

従来、審査官に提出される原処分庁の意見書については、審査請求人にこれを提示することなく審理を行っていたが、争点の的確な把握・整理による審理の迅速化を図るとともに、審査請求手続に対する審査請求人の納得性を向上させるため、審査請求人からの審査請求の理由等の聴取に先立って、審査請求人に対し原処分庁の意見書を提示することとしたものである。

2 改正の要点

- (1) 審査官は、審理に当たり争点整理を的確に行うため、審査請求人から審査請求の理由等を聴取する際には、事前に原処分庁の意見書の写しを審査請求人に送付した上で、これに対する意見を聴取することにより、審査請求の理由を明確にすることとしたこと。
- (2) 上記(1)に伴い、手引中、争点整理、決定書の作成要領及び原処分庁の意見書の作成要領の各項目について、所要の整備をしたこと。

3 施行期日

今回の改正は、平成22年10月1日から施行し、同日以後に受理した審査請求について適用すること。

(別紙)

「労災保険審査請求事務取扱手引」の一部改正

1 第2部のVの「6 争点整理」の一部改正

(1)のイの(イ)②を次のように改める。

- ② 審査請求理由を審査請求人から聴取する際には、「7 意見の陳述」の「(2) 審査請求人からの意見の聴取」のとおり、事前に原処分庁の意見書の写しを送付した上で、これに対して具体的にどの部分が不服であるかを聴取することにより、審査請求理由を明らかにすること。

2 第2部のVの「7 意見の陳述」の一部改正

(1) (1)から(3)までを次のように改める。

(1) 審査請求人及び原処分庁からの説明の徴取

審査官は、審理に当たっては、審査請求人及び原処分庁の説明を求めなければならない(労審令第11条)ので、審査請求人からは、「(2) 審査請求人からの意見の聴取」により、審査請求の趣旨及び理由等を聴取することとし、原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」(審査様式第8号)により、受理通知と同時に、意見書の提出を求めること。

意見書の作成については、第3部の「II 意見書の作成要領」(P126参照)によること。

(2) 審査請求人からの意見の聴取

ア 聴取日程の調整と意見書の送付

審査官は、審理に当たり争点整理を的確に行うため、審査請求人から意見を聴取する際には、事前に原処分庁意見書(写)を送付した上で、これに対する意見を聴取することとする。

このため、聴取に当たっては、まず電話で日程調整を行うこと。その際、審査請求人に対し、原処分庁意見書(写)を事前に送付するので、聴取のときに、これに対する意見を聴き取ることとなる旨を説明すること。

聴取の日程が決まったら、「原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について」(審査様式第17号の2)に原処分庁意見書(写)を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。

イ 送付する原処分庁意見書の範囲等

このとき送付するのは、原処分庁意見書(写)のみとし、審査請求人からその他の証拠資料の開示を求められた場合には、「VI 資料の収集」の「9 資料の閲覧等」(P70参照)のとおり、個人情報保護法により開

示請求ができる旨説明すること。

ただし、脳・心臓疾患事案については、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されること、また、精神障害等事案のうち、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分の理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについても、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されることとなるので、留意すること。

#### ウ 意見聴取に当たって配慮すべき事項等

意見聴取を行う場所は、原則的には、当該事案を担当する審査官の置かれている局とするが、審査請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取に要する時間等を勘案し、必要に応じ審査請求人の利便を考慮し、最寄りの局又は監督署等とすることにも配慮すること。

聴取においては、原処分庁意見書に基づいて、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分庁意見書に対する審査請求人の意見を聴き取ることにより、審査請求の理由が明確になるようにすること。審査請求人から特に意見がない旨の申立てがあつた場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

審査請求人が原処分庁意見書に対する意見を文書で提出することを希望する場合には、「9 証拠物件の提出」(P 51 参照)により、期限を設けて文書を提出させること。

なお、審査請求人が来庁の要請に応じない場合には、審査請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、聴取に応じない理由等(意見がない等)を電話で聴取し、電話聴取書に記録を残しておくこと。

おつて、聴取の日程調整の際、審査請求人が意見の聴取を希望しない旨申し立てる場合であっても、原処分庁意見書(写)を送付する旨伝え、これに対する意見を述べる場合には申し出るよう説明した上で、「原処分庁意見書の送付について」(審査様式第17号の3)に原処分庁意見書(写)を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。審査請求人から意見を述べる旨申し出があつた場合には、日程調整の上、聴取を行うこと。原処分庁意見書(写)を送付した後、2週間経過しても審査請求人から何ら申し出がない場合には、電話で審査請求人の意向を聴いた上で、意見がないことが確認できたときは、その旨電話聴取書に記録を残しておくこと。

#### (3) 審査請求人からの意見陳述の申立て

審査官は、審査請求人又は代理人から意見の陳述の申立てがあつたときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない(労審法第13条の2)ので、意見陳述の申立てがあつた場合には、聴取を行い、聴取書を作成すること。

審査請求人の「口頭で意見を述べる機会」は、審査請求人の申立てによって与えられるものであるが、申立てがあるのに審査官が口頭で意見を述べる

機会を全く与えないで決定すれば、行政事件訴訟において、当該決定は違法な決定として取り消されること（判例では、審査官が審査手続において審査請求人から口頭による意見陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法であり、決定手続には重大な瑕疵があるとして取り消されている（P280参照））に留意すること。

(2) (4)のイの第1段落を次のように改める。

原処分庁意見書に基づき、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分の理由のうち、具体的にどの部分が不服であるかを審査請求人から聴き出すことにより、審査請求の理由を明らかにすること。

(3) (4)のイに第3段落として次のように加える。

この場合、審査請求人からは、可能な限り裏付けとなる資料等の提出を求め、これを聴取書の末尾に添付するとともに、資料等の提出の経緯がわかるよう聴取書に記載しておくこと。

(4) [審査請求の趣旨・理由等の聴取書の例] を次のように改める。

[審査請求の趣旨・理由等の聴取書の例]

聴 取 書

住 所 ○県○市○町○丁目○○番地○号

職 業 ○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 昭和○年○月○日 (○○歳)

平成○年○月○日 ○○労働局において、本職は上記の者より次のとおり聴取した。

第1 審査請求の趣旨について

1 私は、審査請求をしております○○○○本人です。

2 私は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの分の休業補償給付の請求を平成○年○月○日に行いましたが、平成○年○月○日付けで不支給となりました。また、平成○年○月○日に療養補償給付の請求も行いましたが、平成○年○月○日付けで不支給となりました。

3 私が取り消してほしいのは、今お話しした平成○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った休業補償給付の不支給決定と平成○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った療養補償給付の不支給決定の両方です。

審査請求書には、休業補償給付の分しか書いておりませんが、療養補償給付の分についても後から審査請求をしたいと思えます。

- 4 ○○労働基準監督署長には、今お話しした1回目の休業補償給付しか請求しておりません。これ以降の期間も治療を受けるため会社を休んでいます。

審査官から時効制度について教えていただきましたので、この分について請求するかどうか、家族と話し合ってみることにします。

## 第2 審査請求の理由について

私は会社に採用されてから約1年ほど、荷物の仕分け作業に従事してきており、この作業が原因で腰痛を発症したと思うからです。

## 第3 意見等

- 1 送付された監督署長の処分理由に対して不服な点は、「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務のいずれにも該当しない」としている点です。

荷物の重さは、確かに20kgまではなかったと思いますが、大きさや重さは大きく分けて3種類あり、大きいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは15kgくらい、中くらいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは10kgくらい、小さいのは、大体縦○○cm、横○○cmで重さは5kgくらいで、これ以外にも規格外の大きさのものがあり、重さが一定ではないために腰に負担がかかりました。

また、作業の姿勢についても、普通は立ったままですが、規格外の大きさのものが来たときは中腰で持ち上げなければならないこともあったので、腰に負担になりました。

したがって、認定基準に定められた腰部に過度の負担のかかる業務に従事したとは認められないとした監督署長の判断は明らかに誤りだと思います。

- 2 (問) 規格外の大きさの荷物が来る頻度は1日のうちどれくらいですか。

(答) 1日に大体2回くらいで、1日に2個から多いときは10個くらいで、重さは20kgを超える場合もあります。

- 3 私が腰の痛みを感じるようになったのは、平成○年○月頃からですが、その頃に、腰に物が当たったりするような出来事はありませんでした。

- 4 作業内容を詳細に調べていただければ、私の腰痛が認定基準を満たすものであることがはっきりすると思えます。荷物の大きさ、重さについては、会社の取扱規程を見ただけであれば正確なところがわかると思えますので、調べていただきたいと思えます。

審査請求人 ○○ ○○ 印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

前同日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 印

上補助者 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 印

(5) (5)を次のように改める。

(5) 原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる。(労審法第13条第2項)。

(6) (6)中「参与からの意見聴取」を「Ⅶ 参与からの意見聴取」に改める。

### 3 第2部のⅧの「4 決定書の作成要領について」の一部改正

(3)のウの第1段落及び第2段落を次のように改める。

原処分は取り消されるべきとする審査請求人の理由を記載することとし、原則として、原処分庁意見書(写)を示して行った聴取内容から要約して記載する。

ただし、審査請求人が審査請求の理由等の聴取に応じなかった場合や審査請求人が審査請求書に記載された審査請求の理由以上の主張を行わなかった場合などは、審査請求書に記載された審査請求の理由の記載内容を要約して記載する。

### 4 第3部の「Ⅱ 意見書の作成要領」の一部改正

(1) 1の(1)の第1段落中「。このため、行政実務上、審査官に対しても署長等から意見書を提出することにより説明に代えることとしている」を「が、これらの規定に基づく、処分をした行政庁の説明及び意見書の送付については、いずれも署長等から審査官又は審査会に対する意見書の提出により行う」に改める。

(2) 1の(1)の第2段落中「特に、審査請求に関しては迅速な処理を行うため、この時点から、意見書の作成、送付資料の準備等に着手すること。」を削る。

(3) 1の(1)の第3段落中「審査官」の次に「又は審査会」を加え、「審査請求」の次に「又は再審査請求の」を加える。

(4) 1の(2)中「趣旨」を「要旨」に改める。

(5) 1の(3)中「署長」の次に「等」を加え、「資料は」の次に「、特に争点の判断に関わるものを除き、」を加え、「特に、審査会に提出する場合は、不必要な資料を提出しないことや取扱いに配慮を求めたい資料については、その旨を明示すること等に注意すること。また、審査官の提出資料との調整の観点からも、原処分庁から先ず局に提出し（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認・調整のうえ」を「審査会に提出する場合は、原処分庁から先ず局に提出し（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認の上」に改める。

(6) 1の(4)中「においては」を「については」に改める。

(7) 1の(5)の第2段落を削り、(5)の次に(6)として、次のように加える。

(6) 審査請求及び再審査請求の意見書の作成に当たっては、次の要領によること。

(8) 2の(2)中「趣旨」を「要旨」に改め、(3)のウを削る。

(9) 3の(4)のキの次にクとして、次のように加える。

ク 審査請求に対する意見書の場合、脳・心臓疾患事案については、原処分庁が認定した時間外労働時間数を記載するとともに、「(各月における労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。)」と付記して、原処分の際に作成した「労働時間集計表」を別紙として添付すること（精神障害等事案についても、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについては同様に、「労働時間集計表」を添付すること。）。

(10) 3中(5)を削り、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)中「趣旨」を「要旨」に改め、(1)として、次のように加える。

(1) 意見書において、(再)審査請求人以外の第三者からの聴取書等（医師の意見書等を含む。）の内容を記載する場合には、当該第三者の氏名は記載せず、「事業場関係者」、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」等の記載にとどめるとともに、当該第三者の供述、意見等をそのまま引用することなく、当該供述、意見等によって認定した事実を記載すること。

(11) 4中(11)を(13)とし、(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、(1)及び(2)として、次のように加える。

(1) 保険給付請求書、支給・不支給決定通知書、実地調査復命書、診断書、意見書、X線写真、聴取書、その他原処分の根拠となった資料を証拠資料として送付すること。

なお、署の依頼により提出された医師の意見書については、署から依頼した事項が明らかになる文書も証拠資料とすること。

(2) 証拠資料には、証拠資料の項目とこれに対応する資料番号を列記した表紙を付し、送付した証拠資料と対照できるようにすること。

なお、再審査請求の場合には、審査請求の際既に審査官に提出済みの証拠資料については省略する旨を記載すること。

(12) 5を次のように改める。

## 5 意見書及び証拠資料（表紙）の記載例

		〇〇基署収第〇〇号 平成〇年〇月〇日
〇〇労働者災害補償保険審査官 殿 (労働保険審査会会長)		
	〇〇労働基準監督署長	官印
(再) 審査請求に係る意見書及び証拠資料の提出について		
平成〇年〇月〇日付け〇労基審発(労保会収)第〇〇号をもって通知のありました下記(再)審査請求人に係る〇〇補償給付不支給処分取消(再)審査請求事件に関する意見書を別添1、証拠資料を別添2のとおり提出いたします。		
記		
(再) 審査請求人氏名	〇〇	〇〇

[意見書の記載例1]

(別添1)

意見書

1 (再) 審査請求人等

(ふりがな)

(1) (再) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	自動車部品の組立工
住 所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事	名 称	○○株式会社	電 話	○○○-○○○○
	所在地	○○市○○4-5-6	労働保険番号	00000000000000
業場等	雇入れ年月日	平成○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	平成○年○月○日		
	治ゆ年月日			
	再発年月日			

- 2 (再) 審査請求に対する意見の要旨  
本件 (再) 審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

請求人は、平成○年○月、○○株式会社 (以下「本件会社」という。) に採用され、本件会社機械工場において組立工として勤務していた。

請求人は、平成○年○月○日午後○時頃、本件会社機械工場において、目の前にある部品箱より部品を取ろうと、しゃがんだとき、右膝に激痛が生じたため、同日、○○病院に受診したところ、「右膝半月板損傷」と診断された。

請求人は、「右膝半月板損傷」は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症 (再発) 後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
○○会○○病院	○○市○○7-8-9	平成○年○月○日~ 平成○年○月○日	右膝半月板損傷	入院
○○法人○○病院	○○市○○2-3-4	平成○年○月○日~ 平成○年○月○日	右膝半月板損傷	通院

② 本 (再) 審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養補償給付	平成○年○月○日~平成○年○月○日	00日	平成○年○月○日	平成○年○月○日	不支給
休業補償給付	平成○年○月○日~平成○年○月○日	00日	平成○年○月○日	平成○年○月○日	不支給

③ 療養期間等

療養期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
休業期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

- ④ その他  
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

- (ア) 災害が作業中に発生したものであるかどうか  
(イ) その災害が業務に起因するものであるかどうか  
について検討を行った。

イ 判断

(ア) 業務遂行性

請求人が足下にあったダンボールの中から次の作業に使用するため、目の前にある部品を取ろうと、しゃがむために膝を曲げ、腰を落とした時、外側半月板損傷を生じ、その時、右膝に激痛が生じたものである。

(イ) 業務起因性

本件災害は、請求人が担当業務を行っている際に起こったものであり、恣意的行為に基づくものではないが、事業場関係者の証言から、請求人は発症の2、3日前から右膝が痛いと言っていたことが認められる。医証によれば、請求人は、しゃがんだときに右膝痛が生じ、いわゆる「ロック症状」を発生し、外側半月板損傷を生じさせたが、これは、通常「しゃがむ」という動作だけで生ずるものではなく、一般的にはスポーツ外傷によるものが多いものである。請求人は高校時代から発症時までマラソンを行って膝等を酷使していたことが認められ、請求人の半月板損傷はスポーツによる可能性が高く、本件災害は業務が原因となって発症したものとは認められない。

(ウ) 結論

本件災害については、請求人、事業場関係者の証言から、特に膝に重激な負担あるいは、ひねり等の異常動作はなく、日常動作の中で発症したと認められることから、業務に起因するものとは認められない。

[意見書の記載例2]

(別添1)

意見書

1 (再) 審査請求人等

(ふりがな)

(1) (再) 審査請求人氏名 ○○ ○○

被災者氏名	○○ ○○ ((再) 審査請求人の夫)		
生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	溶接工
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○○○

(2) 被災者の所属事業場等

所属事	名称	○○株式会社	電話	○○○-○○○○
	所在地	○○市○○4-5-6	労働保険番号	00000000000000
業場等	雇入れ年月日	昭和○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	平成○年○月○日		
	治ゆ年月日			
	再発年月日			

2 (再) 審査請求に対する意見の要旨  
本件 (再) 審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

被災者は、昭和○年○月、○○株式会社 (以下「本件会社」という。) に溶接工として採用され、工場内の配管の溶接業務に従事していたが、平成○年○月からは、本件会社の研修指導部に配属され、溶接技術の指導を担当するようになり、全国8か所の支店や下請会社等に出張して、本件会社や下請会社の溶接工に対する溶接技術の指導業務に従事していた。

被災者は、平成○年8月22日から2週間の予定で、名古屋市所在の愛知支店に出張し、愛知支店の工場内において溶接技術の指導を行っていた。

被災者は、愛知支店に出張中の同年9月3日午前9時過ぎ、愛知支店の事務所内で横になったまま脈拍が止まった状態となり、○○病院に救急搬送されたが、同日、直接死因「心筋梗塞」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症 (再発) 後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
○○病院	○○市○○7-8-9	平成○年9月3日~ 平成○年9月3日	心筋梗塞	入院

② 本 (再) 審査請求に関連する保険給付に関する処分経過
-------------------------------

給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
遺族補償給付			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給
葬祭料			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給

③ 療養期間等	
療養期間	平成〇年 9 月 3 日～平成〇年 9 月 3 日
休業期間	

- ④ その他  
特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(ア) 労働基準法施行規則別表第1の2の番号等

八「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病」

(イ) 該当する認定基準等

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）

イ 判断

(ア) 被災者の疾患名

「心筋梗塞」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

(イ) 異常な出来事

発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(ウ) 業務の過重性

a 短期間の過重業務

発症前1週間において、時間外労働は、12時間30分であり、特に長時間労働は認められない。発症日の6日前には休日が確保されていた。

業務内容は愛知支店の工場内における溶接工への技術指導、事務所内における打合せ等であり、精神的緊張が特に高かったとは言いがたい。

出張期間中ではあるが、愛知支店から徒歩で10分程のホテルに滞在しており、特に休息がとれないような状況ではない。

総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。

b 長期間の過重業務

時間外労働は、発症前1か月間に58時間25分認められるが、業務

と発症との関連性が強いと評価できる100時間には至っていない。発症前2か月間にわたって1か月当たり56時間50分、3か月間にわたって1か月当たり54時間13分、4か月間にわたって1か月当たり47時間21分、5か月間にわたって1か月当たり40時間45分、6か月間にわたって1か月当たり38時間40分の時間外労働が認められるが、いずれの期間も業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間には至っていない（各月の労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）。

業務内容は、支店や下請会社に出張して溶接技術の指導を行うものである。出張が多い業務ではあるが、出張先ではホテル等宿泊施設に滞在し、休息がとれており、出張が特に過重な負荷とは認められない。

総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

(エ) 基礎疾患

被災者は平成17年10月頃から高血圧症により、〇〇医院において投薬治療を受けていたが、平成19年12月には安定した状態であったことが認められ、高血圧症と死因との関係は不明である。

(オ) 結論

以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務起因性が認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

(別紙) 〈注：再審査請求の場合には、別紙は必要ない。〉

労働時間集計表（8月4日～9月2日）

（発症前1か月目）

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
9 / 2 (金)	8:45～18:30	9:45	8:45	①  52:30	⑥=①-40  12:30
9 / 1 (木)	8:45～19:00	10:15	9:15		
8 / 31 (水)	8:45～18:30	9:45	8:45		
8 / 30 (火)	8:45～19:30	10:45	9:45		
8 / 29 (月)	8:45～17:45	9:00	8:00		
8 / 28 (日)	休日				
8 / 27 (土)	8:00～17:00	9:00	8:00		
8 / 26 (金)	8:45～20:35	11:50	10:50	②  57:30	⑦=②-40  17:30
8 / 25 (木)	8:45～19:15	10:30	9:30		
8 / 24 (水)	8:45～19:45	11:00	10:00		
8 / 23 (火)	8:45～20:10	11:25	10:25		
8 / 22 (月)	8:45～17:45	9:00	8:00		
8 / 21 (日)	休日				
8 / 20 (土)	8:45～18:30	9:45	8:45		

8 / 19 (金)	8:45 ~ 19:30	10:45	9:45	③ 57:15	⑧=③-40 17:15
8 / 18 (木)	8:45 ~ 19:55	11:10	10:10		
8 / 17 (水)	8:45 ~ 20:30	11:45	10:45		
8 / 16 (火)	8:45 ~ 19:00	10:15	9:15		
8 / 15 (月)	8:45 ~ 18:30	9:45	8:45		
8 / 14 (日)	休日				
8 / 13 (土)	8:45 ~ 18:20	9:35	8:35		
8 / 12 (金)	8:00 ~ 18:00	10:00	9:00	④ 49:55	⑨=④-40 9:55
8 / 11 (木)	8:00 ~ 18:20	10:20	9:20		
8 / 10 (水)	8:00 ~ 20:00	12:00	11:00		
8 / 9 (火)	8:00 ~ 20:20	12:20	11:20		
8 / 8 (月)	8:45 ~ 19:00	10:15	9:15		
8 / 7 (日)	休日				
8 / 6 (土)	休日				
8 / 5 (金)	8:45 ~ 18:15	9:30	8:30	⑤ 17:15	⑩=⑤-X 1:15
8 / 4 (木)	8:45 ~ 18:30	9:45	8:45		
合 計		259:25		①~⑤ 234:25	⑥~⑩ 58:25

(以下、発症前2か月目から発症前6か月目までの分については略)

[証拠資料(表紙)の記載例]

(別添2)

#### 証拠資料

- 1 療養補償給付たる療養の給付請求書(平成○年○月○日受付)(写) . . . . . 資料No. 1
- 2 休業補償給付支給請求書(平成○年○月○日受付)(写) . . . . . 資料No. 2
- 3 療養補償給付不支給決定通知書(平成○年○月○日付け)(写) . . . . . 資料No. 3
- 4 休業補償給付不支給決定通知書(平成○年○月○日付け)(写) . . . . . 資料No. 4
- 5 補償給付調査復命書(平成○年○月○日復命、厚生労働事務官作成)(写) . . . . . 資料No. 5
- 6 請求人からの聴取書(平成○年○月○日付け)(写) . . . . . 資料No. 6
- 7 会社関係者(部長)からの聴取書(平成○年○月○日付け)(写) . . . . . 資料No. 7

- 8 会社関係者（同僚）からの聴取書（平成○年○月○日付け）（写）  
・・・・・・・・資料No. 8
- 9 医師意見依頼書（平成○年○月○日付け、○○病院院長あて）（写）  
・・・・・・・・資料No. 9
- 10 意見書（平成○年○月○日付け、○○病院医師作成）（写）  
・・・・・・・・資料No. 10
- 11 医師意見依頼書（平成○年○月○日付け、○○医院院長あて）（写）  
・・・・・・・・資料No. 11
- 12 意見書（平成○年○月○日付け、○○医院医師作成）（写）  
・・・・・・・・資料No. 12
- 13 X線写真（○○病院平成○年○月○日撮影）2枚  
・・・・・・・・資料No. 13
- 14 タイムカード（平成○年○月～平成○年○月分）（写）  
・・・・・・・・資料No. 14
- 15 賃金台帳（平成○年○月～平成○年○月分）（写）  
・・・・・・・・資料No. 15

※（再審査請求の場合）1～15の証拠資料については、審査請求の際既に審査官に提出済みのため省略した。

5 審査様式第1.7号の次に、次の二様式を加える。

○基審発第 号  
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官  
○○ 官印

原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた審査請求について、原処分をした○○労働基準監督署長から原処分の理由等を記載した意見書の提出がありましたので、写しを送付します。

また、貴殿から、審査請求の趣旨及び理由（原処分庁の意見書に対する意見を含みます。）等をお聞きしますので、平成 年 月 日 時に 労働局労働基準部労災補償課（ 労働基準監督署）（所在地及び略図別記）に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

なお、来庁の際には、同封した原処分庁の意見書の写しを持参してください。

おつて、文書で意見を提出することもできますが、その場合には、平成 年 月 日までに提出してください。

○基審発第 号  
平成 年 月 日

殿

○○労働者災害補償保険審査官  
○○ 官印

原処分庁意見書の送付について

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた審査請求について、原処分をした○○労働基準監督署長から原処分の理由等を記載した意見書の提出がありましたので、写しを送付します。

この意見書に対して意見がある場合には、口頭で意見を述べることができますので、申し出てください。

なお、文書で意見を提出することもできますが、その場合には、平成 年 月 日までに提出してください。

改正案	現 行
<p>第2部 審査請求の事務処理</p> <p>V 本案審理</p> <p>6 争点整理</p> <p>(1) 争点整理の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主張を証明する資料の精査</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 審査請求人の審査請求理由の精査</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>審査請求理由を審査請求人から聴取する際には、「7 意見の陳述」の「(2) 審査請求人からの意見の聴取」のとおり、事前に原処分庁の意見書の写しを送付した上で、これに対して具体的にどの部分が不服であるかを聴取することにより、審査請求理由を明らかにすること。</u></p> <p>7 意見の陳述</p> <p>(1) <u>審査請求人及び原処分庁からの説明の徴取</u></p> <p><u>審査官は、審理に当たっては、審査請求人及び原処分庁の説明を求めなければならない(労審令第11条)ので、審査請求人からは、「(2) 審査請求人からの意見の聴取」により、審査請求の趣旨及び理由等を聴取することとし、原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」(審査様式第8号)により、受理通知と同時に、意見書の提出を求めること。</u></p> <p><u>意見書の作成については、第3部の「II 意見書の作成要領」(P126参照)によること。</u></p>	<p>第2部 審査請求の事務処理</p> <p>V 本案審理</p> <p>6 争点整理</p> <p>(1) 争点整理の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主張を証明する資料の精査</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 審査請求人の審査請求理由の精査</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>審査請求理由からではその主張・論点を明らかにできない場合は、事件の全容を把握した上で、審査請求人に対する聴取を行い、これを明らかにすること。</u></p> <p>7 意見の陳述</p> <p>(1) <u>意見陳述の機会付与</u></p> <p><u>審理の方法については、労審法上の具体的な定めはないが、一般的には口頭審理と書面審理の二つがある。審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない(労審法第13条の2)から、審査請求人の口頭による意見の陳述ができない事情がある場合を除き、なるべく書面審理を避け、口頭で意見を述べる機会を与えた上で聴取を行うとともに聴取書を作成するようにしなければならない。</u></p> <p><u>審査請求人の「口頭で意見を述べる機会」は審査請求人の申立てによって与えられるものであるが、申立てがあるのに審査官が口頭で意見を述べる機会を全く与えないで決定すれば、行政訴訟において、当該決定は違法な決定として取り消されること(判例では、審査官が審査手続において審</u></p>

## (2) 審査請求人からの意見の聴取

### ア 聴取日程の調整と意見書の送付

審査官は、審理に当たり争点整理を的確に行うため、審査請求人から意見を聴取する際には、事前に原処分庁意見書（写）を送付した上で、これに対する意見を聴取することとする。

このため、聴取に当たっては、まず電話で日程調整を行うこと。その際、審査請求人に対し、原処分庁意見書（写）を事前に送付するので、聴取のときに、これに対する意見を聴き取ることとなる旨を説明すること。

聴取の日程が決まったら、「原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について」（審査様式第17号の2）に原処分庁意見書（写）を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。

### イ 送付する原処分庁意見書の範囲等

このとき送付するのは、原処分庁意見書（写）のみとし、審査請求人からその他の証拠資料の開示を求められた場合には、「IV 資料の収集」の「9 資料の閲覧等」（P70参照）のとおり、個人情報保護法により開示請求ができる旨説明すること。

ただし、脳・心臓疾患事案については、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されること、また、精神障害等事案のうち、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分の理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについても、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されることとなるので、留意すること。

### ウ 意見聴取に当たって配慮すべき事項等

意見聴取を行う場所は、原則的には、当該事案を担当する審査官の置かれている局とするが、審査請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取に要する時間等を勘案し、必要に応じ審査請求人の利便を考慮し、最寄りの局又は監督署等とすることにも配慮すること。

審査請求人から口頭による意見陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法であり、決定手続には重大な瑕疵があるとして取り消されている）となる。（P280参照）

## (2) 審査請求人に対する通知

審査請求人から意見を聴取する場合には、まず電話で日程調整を行い、日程を固めてから、審査請求人に対して配達証明付きで「来庁要求通知書」（審査様式第17号）を送付し、来庁を求めること。

意見聴取を行う場所は、原則的には審査官の置かれている局とするが、審査請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取に要する時間等を勘案し、必要に応じ審査請求人の利便を考慮し、最寄りの局又は監督署等とすることにも配慮すること。

なお、労審法第15条に基づく審問等の処分を行うに当たって審査請求人に通知する際には、正当な理由がなく審査官の来庁要請に応じない場合には、審査官はその審査請求を棄却し又は審査請求人の意見を採用しないことができる旨をあらかじめ説明すること。

ただし、審理に当たって審査請求人の説明を求めることが義務付けられている（労審令第11条）ことから、審査請求人に対して簡易書留郵便で来庁を要請し、その経過を「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記載するが、審査請求人が来庁要求に応じない場合には、審査請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、電話で応じない理由等を聴取し、電話聴取書の形で記録を残しておくこと。

聴取においては、原処分庁意見書に基づいて、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分庁意見書に対する審査請求人の意見を聴き取ることにより、審査請求の理由が明確になるようにすること。審査請求人から特に意見がない旨の申立てがあった場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

審査請求人が原処分庁意見書に対する意見を文書で提出することを希望する場合には、「9 証拠物件の提出」(P51参照)により、期限を設けて文書を提出させること。

なお、審査請求人が来庁の要請に応じない場合には、審査請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、聴取に応じない理由等(意見がない等)を電話で聴取し、電話聴取書に記録を残しておくこと。

おつて、聴取の日程調整の際、審査請求人が意見の聴取を希望しない旨申し立てる場合であっても、原処分庁意見書(写)を送付する旨伝え、これに対する意見を述べる場合には申し出るよう説明した上で、「原処分庁意見書の送付について」(審査様式第17号の3)に原処分庁意見書(写)を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。審査請求人から意見を述べる旨申し出があった場合には、日程調整の上、聴取を行うこと。原処分庁意見書(写)を送付した後、2週間経過しても審査請求人から何ら申し出がない場合には、電話で審査請求人の意向を聞いた上で、意見がないことが確認できたときは、その旨電話聴取書に記録を残しておくこと。

### (3) 審査請求人からの意見陳述の申立て

審査官は、審査請求人又は代理人から意見の陳述の申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない(労審法第13条の2)ので、意見陳述の申立てがあった場合には、聴取を行い、聴取書を作成すること。

審査請求人の「口頭で意見を述べる機会」は、審査請求人の申立てによって与えられるものであるが、申立てがあるのに審査官が口頭で意見を述べる機会を全く与えないで決定すれば、行政事件訴訟において、当該決定は違法な決定として取り消されること(判例では、審査官が審査手続において審査請求人から口頭による意見陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法であり、決定手続には重大

### (3) 審査請求人からの申立て

審査官は、審査請求人又は代理人から意見の陳述の申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない(労審法第13条の2)。また、審理に当たっては審査請求人の説明を求めることが義務付けられている(労審令第11条)ので、説明の聴取の方法は任意ではあるが、審査官は、受理後すみやかに審査請求人から説明を求め聴取書を作成し、審査請求の趣旨及び理由を明確にし、審査請求人の主張を確認しなければならない。審査請求人より特に意見のない旨の申立てがあった場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

な瑕疵があるとして取り消されている（P280参照）に留意すること。

(4) 聴取に当たっての要点

ア (略)

イ 審査請求の理由

原処分庁意見書に基づき、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分の理由のうち、具体的にどの部分が不服であるかを審査請求人から聴き出すことにより、審査請求の理由を明らかにすること。

また、審査請求人が「非常に暑い中で仕事をしていた」等感覚的な表現をした場合には、その時の温度等を具体的に把握しているか、その裏付けとなる事実があるか等参考となる事項も併せて聴取しておくこと。

この場合、審査請求人からは、可能な限り裏付けとなる資料等の提出を求め、これを聴取書の末尾に添付するとともに、資料等の提出の経緯がわかるよう聴取書に記載しておくこと。

〔審査請求の趣旨・理由等の聴取書の例〕

(略)

(5) 原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第13条第2項）。

(6) 利害関係者及び参与からの意見の陳述

利害関係者及び参与は、受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第13条2項）。

また、参与からの意見の聴取の方法は、「VII 参与からの意見聴取」（P71参照）によること。

VII 審査請求事務の終了

(4) 聴取に当たっての要点

ア (略)

イ 審査請求の理由

審査請求人の不服とする理由を、認定基準等に沿って必要な範囲で聴取すること。

また、審査請求人が「非常に暑い中で仕事をしていた」等感覚的な表現をした場合には、その時の温度等を具体的に把握しているか、その裏付けとなる事実があるか等参考となる事項も併せて聴取しておくこと。

〔審査請求の趣旨・理由等の聴取書の例〕

(略)

(5) 原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付を受けたときは、審査官の求めに応じ、意見を述べることになるが（労審令第11条）、これは通常審査官に対し意見書を提出することにより行われる。

意見書の作成については、「意見書の作成要領」（P126参照）によること。

(6) 利害関係者及び参与からの意見の陳述

利害関係者及び参与は、受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる（労審法第13条2項）。

また、参与からの意見の聴取の方法は、「参与からの意見聴取」（P71参照）によること。

VII 審査請求事務の終了

#### 4 決定書の作成要領について

##### (3) 「理由」の記載事項についての説明

ア (略)

イ (略)

ウ 審査請求の理由

原処分は取り消されるべきとする審査請求人の理由を記載することとし、原則として、原処分庁意見書(写)を示して行った聴取内容から要約して記載する。

ただし、審査請求人が審査請求の理由等の聴取に応じなかった場合や審査請求人が審査請求書に記載された審査請求の理由以上の主張を行わなかった場合などは、審査請求書に記載された審査請求の理由の記載内容を要約して記載する。

また、要約に当たっては、次の「原処分庁の意見」と照らし合わせ、争点が明らかとなるよう留意することとし、定型的に次のような書き出しとする。

(記載例)

「請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

(以下、理由の記載)」

#### 第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務

##### II 意見書の作成要領

###### 1 概要

- (1) 審査官の審理に当たっては、処分をした行政庁の説明を求めなければならないとされ(労審令第11条)、審査会の審理に当たっては、行政庁は当該事件についての意見書を送付しなければならないとされている(労審令第25条)が、これらの規定に基づく、処分をした行政庁の説明及び意見書の送付については、いずれも署長等から審査官又は審査会

#### 4 決定書の作成要領について

##### (3) 「理由」の記載事項についての説明

ア (略)

イ (略)

ウ 審査請求の理由

原処分が取り消されるべきとする請求人の理由を記載することとし、審査請求書の「10 審査請求の理由」欄の記載内容を要約して転記する。表現はできるだけ原文を生かすこととするが、日本語として適当でない場合等には、審査請求人の意志解釈をするなど、適当な修正を行う必要がある。

同請求書に十分な理由が記載されていない場合には、審査請求人からの聴取り及び意見書等から審査請求人の請求内容を把握した上で、要約し記載する。

また、要約に当たっては、次の「原処分庁の意見」と照らし合わせ、争点が明らかとなるよう留意することとし、定型的に次のような書き出しとする。

(記載例)

「請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

(以下、理由の記載)」

#### 第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務

##### II 意見書の作成要領

###### 1 概要

- (1) 審査官の審理に当たっては、処分をした行政庁の説明を求めなければならないとされ(労審令第11条)、審査会の審理に当たっては、行政庁は当該事件についての意見書を提出しなければならないとされている(労審令第25条)。このため、行政実務上、審査官に対しても署長等から意見書を提出することにより説明に代えることとしている。

に対する意見書の提出により行う。

署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料を添えて提出すること。

なお、審査官又は審査会あての意見書及び関係資料の提出は、概ね審査請求又は再審査請求の受理日から2週間以内に行うよう十分配慮すること。

- (2) 意見書には、審査請求又は再審査請求に対して、棄却の決定又は裁決を求める「意見の要旨」を記載するとともに、審査請求又は再審査請求の理由に対して、請求の対象となっている原処分の存否を確認した上、争点に対応するように原処分庁の主張を論理的に証拠を示して記載し、かつ、原処分庁が立証すべき事項については、証拠となる資料を意見書と併せて提出し、立証方法等を付記すること。
- (3) 意見書及び関係資料の提出に当たっては、その内容に遺漏なきを期するとともに、署長等がその処分の根拠として用いなかった資料は、特に争点の判断に関わるものを除き、提出する必要がないこと。審査会に提出する場合は、原処分庁から先ず局に提出し（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認の上、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。
- (4) 審査会に提出する意見書については、審査官に提出した意見書をそのまま利用するのではなく、再審査段階における請求人の新たな主張や審査官の決定書をも踏まえた記載に努めること。
- (5) 審査請求又は再審査請求がなされた後に、署長等が当該審査請求又は再審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに審査官又は審査会にこの旨を文書により連絡すること。
- (6) 審査請求及び再審査請求の意見書の作成に当たっては、次の要領によること。

## 2. 意見書に記載すべき事項

- (1) (再) 審査請求人の氏名

署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料を添えて提出すること。特に、審査請求に関しては迅速な処理を行うため、この時点から、意見書の作成、送付資料の準備等に着手すること。

なお、審査官あての意見書及び関係資料の提出は、概ね審査請求受理日から2週間以内に行うよう十分配慮すること。

- (2) 意見書には、審査請求又は再審査請求に対して、棄却の決定又は裁決を求める「意見の趣旨」を記載するとともに、審査請求又は再審査請求の理由に対して、請求の対象となっている原処分の存否を確認した上、争点に対応するように原処分庁の主張を論理的に証拠を示して記載し、かつ、原処分庁が立証すべき事項については、証拠となる資料を意見書と併せて提出し、立証方法等を付記すること。
- (3) 意見書及び関係資料の提出に当たっては、その内容に遺漏なきを期するとともに、署長がその処分の根拠として用いなかった資料は提出する必要がないこと。特に、審査会に提出する場合は、不必要な資料を提出しないことや取扱いに配慮を求めたい資料については、その旨を明示すること等に注意すること。また、審査官の提出資料との調整の観点からも、原処分庁から先ず局に提出し（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認・調整のうえ、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。
- (4) 審査会に提出する意見書においては、審査官に提出した意見書をそのまま利用するのではなく、再審査段階における請求人の新たな主張や審査官の決定書をも踏まえた記載に努めること。
- (5) 審査請求又は再審査請求がなされた後に、署長等が当該審査請求又は再審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに審査官又は審査会にこの旨を文書により連絡すること。  
審査請求及び再審査請求の意見書の作成に当たっては次の要領によること。

## 2. 意見書に記載すべき事項

- (1) (再) 審査請求人の氏名

(2) (再) 審査請求に対する意見の要旨

(3) 理由

ア 事実

(ア) 災害事実の概要

(イ) 処分に至るまでの経過

イ 処分の理由

(4) その他審理の参考となる事項

### 3 意見書作成上の留意点

(1) 意見書において、(再) 審査請求人以外の第三者からの聴取書等（医師の意見書等を含む。）の内容を記載する場合には、当該第三者の氏名は記載せず、「事業場関係者」、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」等の記載にとどめるとともに、当該第三者の供述、意見等をそのまま引用することなく、当該供述、意見等によって認定した事実を記載すること。

(2) 「(再) 審査請求に対する意見の要旨」欄では、例えば、「本件 (再) 審査請求を棄却されたい。」等のように要旨を簡潔に記載すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク 審査請求に対する意見書の場合、脳・心臓疾患事案については、原処分庁が認定した時間外労働時間数を記載するとともに、「(各月における労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）」と付記して、原処分の際に作成した「労働時間集計表」を別紙として添付

(2) (再) 審査請求に対する意見の趣旨

(3) 理由

ア 事実

(ア) 災害事実の概要

(イ) 処分に至るまでの経過

イ 処分の理由

ウ 証拠の項目

(4) その他審理の参考となる事項

### 3 意見書作成上の留意点

(1) 「(再) 審査請求に対する意見の趣旨」欄では、例えば、「本件 (再) 審査請求を棄却されたい。」等のように趣旨を簡潔に記載すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

すること（精神障害等事案についても、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分理由の一つとなっている事案であつて、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについては同様に、「労働時間集計表」を添付すること。）。

#### 4 証拠資料に関する留意点

(1) 保険給付請求書、支給・不支給決定通知書、実地調査復命書、診断書、意見書、X線写真、聴取書、その他原処分の根拠となった資料を証拠資料として送付すること。

なお、署の依頼により提出された医師の意見書については、署から依頼した事項が明らかになる文書も証拠資料とすること。

(2) 証拠資料には、証拠資料の項目とこれに対応する資料番号を列記した表紙を付し、送付した証拠資料と対照できるようにすること。

なお、再審査請求の場合には、審査請求の際既に審査官に提出済みの証拠資料については省略する旨を記載すること。

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

(5) 「証拠の項目」欄では、請求書、実地調査復命書、診断書、意見書、X線写真、聴取書、支給・不支給決定通知書、その他原処分の根拠となった資料を列挙すること。特に医師の意見書については、署から依頼した事項が明らかになる文書も掲げること。

なお、証拠の項目には番号を付し、送付資料と対照できるようにすると同時に、再審査請求に対する意見書においては、審査官提出証拠資料については省略する旨を記載すること。

#### 4 証拠資料に関する留意点

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

(13) (略)

5 意見書及び証拠資料(表紙)の記載例

(略)

(11) (略)

5 意見書の記載例

(略)